

通所リハビリテーション料金表

平成28年4月1日現在

通所リハビリテーション料金

1. 利用料（1日あたりの料金 6時間以上8時間未満）

項 目	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
負担割合										
基本利用料	714円	1,428円	861円	1,722円	1,007円	2,014円	1,152円	2,304円	1,299円	2,598円
入浴介助加算	50円	100円	50円	100円	50円	100円	50円	100円	50円	100円
サービス提供体制加算(Ⅱ)	6円	12円	6円	12円	6円	12円	6円	12円	6円	12円
食 事 費	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円
(日 額)	1,370円	2,140円	1,517円	2,434円	1,663円	2,726円	1,808円	3,016円	1,955円	3,310円

\*通所に際し別に負担ができることがあります。

- ・リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 230円(負担割合が2割の方は460円)
  - ・リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 6ヶ月以内1,020円(負担割合が2割の方は2,040円) 6ヶ月以降700円(負担割合が2割の方は1,400円)
  - ・短期集中個別リハビリテーション加算  
退院《所》日又は認定日から起算して3ヶ月以内に行われた場合は、1日につき110円(負担割合が2割の方は220円)が加算されます。
  - ・生活行為の充実を図ることを目的としたリハビリテーションの実施  
サービスの利用を開始した属する月から起算して3ヶ月以内 2,000円(負担割合が2割の方は4,000円)  
サービスの利用を開始した属する月から3ヶ月を超え、6ヶ月以内 1,000円(負担割合が2割の方は2,000円)
  - ・栄養改善サービスを実施した場合は1ヶ月に2回を限度とし、1回につき150円(負担割合が2割の方は300円)が加算されます。  
(医師が低栄養状態にある又はその恐れがあると認めた場合、医師・管理栄養士・言語聴覚士等がサービス担当者会議を開催し栄養ケア計画に基づき栄養改善を実施した場合。)
  - ・口腔機能向上サービスを実施した場合は1ヶ月に2回を限度とし、1回につき150円(負担割合が2割の方は300円)が加算されます。  
(医師・歯科医師の指示により管理栄養士、言語聴覚士等がサービス担当者会議を開催し口腔機能改善管理指導計画に基づき口腔機能向上サービスを実施した場合。)
- \*上記により算出した月額利用料金の1,000分の34に相当する額が介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として1月につき加算されます。(小数点以下四捨五入)

2. その他の利用料内訳(1日あたりの料金)

区 分	日額
日用品代	100円
娯楽費代	50円

\*教養娯楽費代はクラブ活動の参加回数に応じて加算されます。

介護予防通所リハビリテーション料金表

平成28年4月1日現在

介護予防通所リハビリテーション料金

1. 利用料（1月あたりの料金 6時間以上8時間未満）

項 目	要支援1		要支援2	
	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
負担割合				
基本利用料	1,812円	3,624円	3,715円	7,430円
運動器能向上加算	225円	450円	225円	450円
サービス提供体制加算(Ⅱ)	24円	48円	48円	96円
( 月 額 )	2,061円	4,122円	3,988円	7,976円

\*通所に際し別に負担がでることがあります。

・栄養改善サービスを実施した場合は、1月につき150円（負担割合が2割の方は300円）が加算されます。

（医師が低栄養状態にある又はその恐れがあると認めた場合、医師・管理栄養士・言語聴覚士等がサービス担当者会議を開催し栄養ケア計画に基づき栄養改善を実施した場合。）

・口腔機能向上サービスを実施した場合は、1月につき150円（負担割合が2割の方は300円）が加算されます。

（医師・歯科医師の指示により管理栄養士、言語聴覚士等がサービス担当者会議を開催し口腔機能改善管理指導計画に基づき口腔内洗浄・保湿、舌運動、嚥下訓練を実施した場合。）

・運動機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のサービスのうち2つを実施した場合に480円（負担割合が2割の方は960円）が加算されます。

・運動機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のサービスのうちすべてを実施した場合に700円（負担割合が2割の方は1,400円）が加算されます。

\*上記により算出した月額利用料金の1,000分の34に相当する額が介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として1月につき加算されます。（小数点以下四捨五入）

2. 食事費（1日あたりの料金）

項 目	要支援1		要支援2	
	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
負担割合				
食事費	600円	600円	600円	600円

3. その他の利用料内訳（1日あたりの料金）

区 分	日額
日用品代	100円
娯楽費代	50円

\*教養娯楽費代はクラブ活動の参加回数に応じて加算されます。